

設計・施工分離発注方式

町請負工事成績評定対象工事

建設リサイクル法対象 建設工事

電子縦覧対象工事

令和 4 年度

工事番号 第 134 号

農業集落排水処理施設機能強化対策工事(その3)

特記仕様書

おいらせ町 若葉 外 地内

おいらせ町

第 1 章 総 則

本工事は、青森県農林水産部農村整備課制定「農村整備土木工事共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

なお、農村整備土木工事共通仕様書は、青森県庁のホームページで閲覧、ダウンロードできる。

【http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/noson_koujisyousyo.html】

第 2 章 工 事 内 容

1 目 的

この工事は、農業集落排水施設整備事業の一環として、管路施設のマンホール鉄蓋を更新するものである。

2 工事場所

上北郡おいらせ町若葉外 地内

3 工事概要

この工事の概要は次のとおりである。

1) 主要工事内容

工 事	規 格	数 量	備 考
管路施設	おいらせ町北部地区(古間木山地区)	1処理区	

<p>【内 訳】</p> <p>◎管路施設 更新工事</p>	<p>○管路施設工事</p> <p>・マンホール補修工</p>	<p>マンホール蓋 φ 900×600mm(親子蓋) T-25 マンホール蓋 φ 600mm T-25</p>	<p>1式 3箇所 10箇所</p>	<p>別紙 工事数量表に示す</p>
------------------------------------	---------------------------------	---	----------------------------	--------------------

第 3 章 施 工 条 件

1 工 程 制 限

該当なし

2 部 分 引 渡 し

該当なし

3 工 事 工 期

契約締結の翌日から 令和5年 3月 31日迄とする。

第 4 章 現 場 条 件

1 土 質

該当なし

2 関連工事

該当なし

3 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

振動・騒音等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮するとともに、関係法規を遵守し、地域住民との協調を図り工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 落石防止対策

該当なし

(3) 保安対策

交通誘導警備員を配置し、施工の安全を確保すること。

(4) 重量制限

該当なし

4 関係機関との調整

該当なし

5 産業廃棄物の処理

次の産業廃棄物は、許可処理場へ運搬処理するものとする。尚、処理場が発行する帳票等を提出し、その処理量について監督職員の確認を得るものとする。

再生資源利用計画書(実施書)一様式1、再生資源利用促進計画書(実施書)一様式2に記入し、提出するものとする。

(様式1・2は監督職員が配布する。)

1) 金属くず 2) アスファルト塊

6 各工種の留意点

本工事の防食塗装仕様は、下記を標準とする。(該当なし)

1)防蝕塗装工

施工ランク	使用材料	被覆方法	設計厚(mm)	劣化環境分類

第 5 章 仮 設 工

1 指 定

該当なし

2 任 意

該当なし

第 6 章 工 事 用 地 等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地は、処理施設敷地内及び隣接する町所有の空き地のみである。その他施工上必要な用地は、受注者の責任において確保するものとする。

第 7 章 貸与設備等

該当なし

第 8 章 支給材料

支給する材料は、次のとおりである。

1 支給材料

品名	規格	単位	数量	備考
該当なし				

2 引渡し場所

該当なし

3 引渡し時期

該当なし

第 9 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 10 章 工事用材料

1 規格及び品質

この工事に使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

材 料 名	規 格 ・ 品 質		備 考	
マンホール鉄蓋	φ 900mm×600mm(親子蓋),T-25			
マンホール鉄蓋	φ 600mm,T-25			
コンクリートはレディーミクスコンクリート(JIS A 5308)とし、配合は次のとおりとする。(該当なし)				
種 類	規 格	最大水セメント比%	最小セメント使用量kg/m ³	備 考
鉄筋コンクリート	21N/mm ² -8 cm-25 cm	60	—	
無筋コンクリート	18N/mm ² -18 cm-40 cm	60	—	

2 見本又は資料の提出

下記に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書を監督職員に提出して、承諾を得なければならない。

材 料 名	提 出 物
監督職員の見本検査を受ける材料	該当なし

第 11 章 施 工

1 一般事項

(1) 水 準 点 (該当なし)

この工事の基準高は、図面に示す KBM を使用しなければならない。

(2) 一般事項

- 1) 施工にあたり各工種とも「共通仕様書」を熟知のうえ施工をおこなうものとするが、特に下記事項については十分注意し、工事完了後施設の使用に支障のないように施工しなければならない。
- 2) 工事施工に先立ち受注者は、公衆の見易い所に工事標識を設置しなければならない。
- 3) 施工図、原寸図、見本等は、必要に応じて速やかに監督職員に提出し承諾を受ける。

2 土 工

該当なし

3 仮 設 工

該当なし

4 出来形管理

「農業集落排水施工に関する施工管理の指標(案)」を準拠するものとする。

5 工事写真について

1) 工事写真の分類

- | | | | |
|---------------|------------|------------|------------|
| (1) 着工前及び完成写真 | (2) 施工状況写真 | (3) 安全管理写真 | (4) 材料検収写真 |
| (5) 出来形管理写真 | (6) 品質管理写真 | (7) その他 | |

2) 写真の色彩

原則としてカラーとする。

3) 写真の大きさ

原則としてサービスサイズとする。但し、つなぎ写真とした方が良いもの又は、監督職員が指示したものを除く。

4) 工事写真帳

A4 サイズとする。

5) 工事写真の提出部数

着工前及び完成写真は、2部提出とする。その他の施工状況写真は、1部提出とする。

第12章 施工管理

1 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

農業集落排水施工に関する施工管理の指標(案)

(2) 施工管理基準からの除外項目

該当なし

第13章 条件変化の補足説明

該当なし

第14章 検査及び立会い

14-1) 本工事に使用する材料(機器類)のうち「監督職員の検査を受けて使用すべきもの」、「監督職員の立会いの上調合すべきもの」、又は「調合について監督職員の見本検査を受けるべきもの」は、次表のとおりとする。(該当なし)

区 分	材 料 名	工 事 段 階	備 考
監督職員の承認を得てから機器製作を行うもの	更新機器類すべて	機器製作発注前	・既設置機器と更新機器の能力及び仕様を対比できる資料を提出
監督職員の検査を受けて使用すべきもの	特別仕様書に示す機器類	製作が完了したとき	性能検査及び各種検査
監督職員の立会いのうえ調合すべきもの	該当なし		
調合について監督職員の見本検査を受けるべきもの	該当なし		

14-2) 本工事において「監督職員の立会いの上施工すべき工種」は、次表のとおりとする。

区 分	工 種 名	工 事 段 階	備 考
監督職員の立会いのうえ施工すべき工種	該当なし		

14-3) 監督職員の施工検査を受けるべき工種(又は構造物名)及び工事段階は次表のとおりとする。

工 種 (又は構造名)	工 事 段 階	備 考
すべての工種	監督職員の指示する事項	

14-4) 中間検査

監督職員の中間検査を受けるべき工種(又は構造物名)及び工事段階は次表のとおりとする。

工 種 (又は 構 造 名)	工 事 段 階	備 考
該当なし		

第 15 章 建設副産物

15-1) 建設発生土の搬出

工事で発生する建設発生土は、下記に搬出するものとする。

A 搬出先を指定する場合(原則ケース)

搬 出 先	搬 出 地 内	搬出量	備 考
該当なし			

B 搬出先までの運搬距離をあらかじめ特記仕様書に明示し、実状に合わせて変更を行う場合

搬出先	搬出地内	搬出量	備考
該当なし			

15-2) 建設発生土の受入

工事で使用する補足土は、下記工事から搬入される。

搬出先	搬出地内	搬出量	備考
該当なし			

15-3) 指定副産物(建設発生土を除く)の処理

工事の施工により発生する指定副産物(建設発生土を除く)は、設計上、下記の場所に搬入する計画としている。

ただし、実際の搬出・処理の処理施設を指定するものではない。

指定副産物名	搬出量	搬入再資源化施設名	搬入場所	備考
1) 鉄くず	1. 55ton	(株)ループ 六戸リサイクル施設	上北郡六戸町犬落瀬下久保235-2	再資源化
2) アスファルト塊	0. 52m3	(株)ループ 六戸リサイクル施設	上北郡六戸町犬落瀬下久保235-2	再資源化

15-4) 建設廃棄物の処理

工事の施工により発生する建設廃棄物は、下記の場所に搬入することとする。

指定副産物名	搬出量	搬入再資源化施設名	搬入場所	備考
1) 建設発生木材	該当なし			

第 16 章 随意契約工事又は隣接工事における間接費等の調整

16-1) 本工事は、下記工事との間接費等の調整を行っている。

記

- ① 工事番号 : 該当なし
工事名 :
地 内 :

- ② 工事番号 :
工事名 :
地 内 :

- ③ 工事番号 :
工事名 :
地 内 :

16-2) 本工事を、下記工事と同一業者が落札した場合は、間接費等の調整を変更にて精算する。

記

- ① 工事番号 : 該当なし
工事名 :
地 内 :

- ② 工事番号 :
工事名 :
地 内 :

第17章 その他の特記事項

17-1) 共通事項

① 公共工事労務費調査

・公共工事労務費調査の対象となった場合は、土木工事共通仕様書(共通特記仕様書)第1編第1章総則に基づき調査に協力すること。

② 色彩等の景観形成

・色彩等の景観については、青森県景観条例に基づき、『青森県公共事業景観形成基準』を遵守し『青森県景観色彩ガイドプラン』に配慮すること。

③ 排出ガス対策型建設機械

・本工事で使用する建設機械のうち、下表に示された建設機械については排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械とは、道路運送車両法による排出ガス規制を受けている建設機械又は「排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省)」に指定されている建設機械とする。

一般工事用排出対策型建設機械8機種

機 種	規 格
バックホウ	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kw(10.2～353PS)
トラクタショベル	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kw(10.2～353PS) 車輪式
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kw(10.2～353PS)
発動発電機	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kw(10.2～353PS) 可搬式(溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kw(10.2～353PS) 可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kw(10.2～353PS) 基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kw(10.2～353PS) ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kw(10.2～353PS) ラフテレーンクレーン

なお、排出ガス対策型建設機械が使用出来ない場合には、使用出来ない理由を書面(承諾書)により提出し、監督職員の承諾を受けること。施工計画書の作成に当たっては、排出ガス対策型建設機械、普通建設機械の別を記すこととする。

17-2) その他特記事項

特記事項	特記事項の内容
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、施工検査(工事段階検査……各工種)の実施については、施工計画書を基に打ち合わせをする。
簡易型建設副産物実態調査	全ての工事は、建設副産物情報交換システム((通称 COBRIS)以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。)法第12条第1項の規定による説明(書面の様式については監督職員の指示による)については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。)法第18条第1項の規定による報告(書面の様式については監督職員の指示による)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督員に報告のこと。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
工事カルテル作成・登録	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。(ただし、工事請負代金500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。
	また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

注) 疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議すること。

第 18 章 提出書類

18-1) 契約書に基づいて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
監督職員	工事工程表	契約締結後 14 日以内	1 部	3 条	
監督職員	現場代理人等通知書	着工時	1 部	10 条	
監督職員	工事履行報告書	毎月 1 回監督職員の指定する日	1 部	11 条	毎月 1 部提出のこと
監督職員	完成届	工事完成の日から 5 日以内	1 部	31 条	
監督職員	引渡書	工事完成検査合格後	1 部	31 条	
監督職員	請求書	工事完成検査合格後	1 部	32 条	

18-2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
監督職員	請負代金内訳書	契約締結後 14 日以内	1 部	3 条	3 条(A)(B)適用の場合
監督職員	現場代理人等変更通知書	必要の都度	1 部	10 条	
監督職員	材料確認書	必要の都度	1 部	13 条	
監督職員	確認・立会依頼書	必要の都度	1 部	14 条	
監督職員	支給品受領書	引渡しの日から 7 日以内	1 部	15 条	
監督職員	貸与品借用(返納)書	引渡しの日から 7 日以内	1 部	15 条	
監督職員	工期延期届	必要の都度	1 部	21 条	

18-3) 仕様書に基づいて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書※1	備考
監督職員	工事打合簿	着工前及び必要の都度	1 部	第1編 1-1-6	※2 工事材料
監督職員	再生資源利用計画書	着工前	1 部	第1編 1-1-18	
監督職員	再生資源利用促進計画書	着工前	1 部	第1編 1-1-18	
監督職員	再生資源利用実施書	工事完成後速やかに	1 部	第1編 1-1-18	
監督職員	再生資源利用促進実施書	工事完成後速やかに	1 部	第1編 1-1-18	
監督職員	工事写真	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1 部	第1編 1-1-20	工事写真全部(CD-R等) 着工前・完成のみ(印刷物)
			1 部		
監督職員	施工管理図表	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1 部	第1編 1-1-23	

18-4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書※1	備考
監督職員	施工計画書	着工前及び必要の都度	1 部	第1編 1-1-4	※3
監督職員	CORINS 登録内容確認書	登録内容確認書が届き次第速やかに	1 部	第1編 1-1-5	請負金額 500 万円以上 発注時・変更・完成・訂正時
監督職員	施工体制台帳、施工体系図	下請負契約締結後速やかに	1 部	第1編 1-1-10	
監督職員	支給品清算書	工事完成時(完成前に清算可能な場合はその時点)	1 部	第1編 1-1-16	
監督職員	現場発生品調書	引き渡し時	1 部	第1編 1-1-17	
監督職員	火薬類使用計画書	着工前及び必要の都度	1 部	第1編 1-1-27	非火薬品(破碎薬)含む
監督職員	事故報告書	発生時	1 部	第1編 1-1-29	
監督職員	建設業退職者共済組合掛金収納書(発注者用)	契約(当初・変更・下請)締結後1ヶ月以内	1 部	第1編 1-1-40	

※1 表中の「共通仕様書」欄に記載している該当条項は、県土整備部の共通仕様書を参照する。

※2 「材料事前審査登録済み」の場合は、工事に関する承諾書の添付資料は省略できる。

※3 請負金額 1,000 万円以上。(ただし、1,000 万円未満でも監督職員が必要と認めたとき)

18-5) おいらせ町財務規則に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書※1	備考
監督職員	着手届	着手時	1 部	158 条	

第19章 その他

汚水処理施設の施工（該当無し）

本工事の施工は一般の土地改良工事と異なり、機械設備工事を主とした工事であるが、関連工種との調整を十分に行い高品質で安全かつ経済的な施工とする。

このため、適切な施工計画及び施工管理の下で合理的に施工するものとする。特に、各工種間の精度、工程等の整合性に十分留意し、汚水処理施設全体として高い処理機能が確保できるように努めるものとする。

機器類の更新（該当無し）

本工事の更新機器の能力等は、汚水処理施設建設時の「農業集落排水施設 評価報告書」を参考としている。今回の更新工事にあつては、現場に設置されている更新対象機器の能力や品番等を調査したのち、現設計の機器能力等の差違や新たに設置する機器の能力との比較ができる資料を作成し監督職員に提出しなければならない。その後、監督職員から了解を得たあとに機器の製作や物品の発注に取り掛からなければならない。

機器類の据付撤去（該当無し）

本工事の更新機器の据付や撤去は、供用中の処理施設内で実施しなければならない。そのため、部分的に電源を停止したり、仮設処理設備への切り替えをするので、機器を設置する日時や所要時間・取替方法などを事前に監督職員や維持管理者と綿密に打合せしなければならない。

撤去した既設置機器の取り扱い（該当無し）

撤去した機器の中には、能力が低下しているものの緊急時に使用できるものもあると想定される。よって、撤去した機器について処分するか保管しておくかは監督職員と協議し決定しなければならない。

マンホール鉄蓋補修工

マンホール蓋と舗装面の段差解消と蓋の老朽化による取替え工事をするものである。施工は低騒音、低振動で作業着手から交通開放まで1箇所当たり半日未満で終わるマンホール上部の保守工事の専用工法とし、デザイン工法は承認行為とする。

また、マンホール鉄蓋デザインは、おいらせ町型とし、鉄蓋材は承認行為とする。

殿

会社名
代表者名

社印

再生材入手不可能届

令和 年 月 日に契約した下記工事に係る再生材については、別紙のとおり
入手が不可能なことを届出します。

記

工事番号
工事名
入手が不可能な再生材

名 称	施 工 場 所	施 工 時 期	全 体 数 量	1 日 の 施 工 数 量

(乙)
会社名
代表者名

(生産会社)
会社名
代表者名
社印

再生材の供給可能量について、下記のとおり報告します。

記

工事番号
工事名
再生材

名称	納入場所	納入時期	必要数量	納入可能量

※ 必要数量及び納入可能量については、全体又は1日あたりの使用量を記入

